

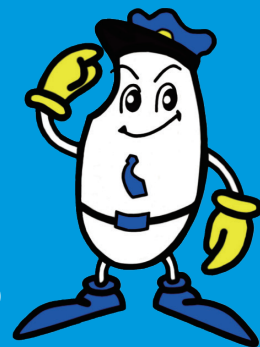
部外功労者表彰(関東管区警察局長感謝状)被表彰者の決定について

項目	内容
表彰の概要	多年にわたり、警察活動に協力し、功労があると認められる警察部外の者又は団体に対して、関東管区警察局長が授与するもの。
決定月日	令和7年7月24日
被表彰者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通警察活動協力功労 住所 新発田市大手町2丁目 ふくしま まさき 福嶋 正樹 氏 役職 (一財)新発田地区交通安全協会評議員 職業 会社役員(福島印刷株式会社) ○ 刑事警察活動協力功労 住所 糸魚川市大字能生 むろかわ さとし 室川 諭 氏 役職 新潟県警察嘱託医 職業 医師
功労概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福嶋 正樹 氏 (交通警察活動協力功労) 昭和31年7月に新発田地区交通安全協会交通指導員に、昭和38年5月から同協会猿橋支部幹事長、昭和45年6月から同協会猿橋支部監事、昭和53年6月から同協会猿橋支部副支部長、平成2年5月から同協会理事、平成22年6月から同協会評議員に就任された。 69年間という長きにわたり、児童の交通安全教室を始め、各種の交通安全活動へ積極的に取り組み、交通安全意識の高揚及び交通事故防止に多大な貢献をされている。 ○ 室川 諭 氏 (刑事警察活動協力功労) 平成4年4月に糸魚川警察署の警察嘱託医に委嘱され、以来33年間の長きにわたり、休日昼夜を問わず、各種事件事故に係る死体検案に積極的に従事されている。 検死現場においては、豊富な知識と経験に基づいた死因究明を実践し、現場捜査員に対しても知識を還元して捜査員の能力向上に努める等、検視業務に多大な貢献をされている。
備考	管区内表彰数 個人26 伝達式は、8月19日に実施

「詐欺撃退アプリキャンペーン」の実施について

目的	<p>特殊詐欺被害の多くに国際電話番号が悪用されている現状を踏まえ、国際電話番号からの着信を「仕組み」で防ぐことが急務であることから、トレンドマイクロ株式会社の協力を得て、同社の詐欺電話・ネット詐欺対策専用アプリ「トレンドマイクロ詐欺バスター」の無料体験クーポンを配布する詐欺撃退アプリキャンペーンを実施するもの。</p> <p>また、本キャンペーンの開始に合わせ、開始式を開催する。</p>
実施期間	令和7年8月27日（水）から12月31日（水）までの間
キャンペーンの概要	<p>国際電話番号を注意喚起するチラシに、同チラシ閲覧者のみが利用可能となるクーポンを発行するもの。</p> <p>クーポンは、クーポンを使用した日から90日間利用可能となる。</p>
開始式の概要	<p>(1) 日時・場所 令和7年8月27日（水）午前11時から 警察本部3階 特別会議室</p> <p>(2) 出席者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ トrendマイクロ株式会社 コンシューマビジネス統括シニアディレクター 徳永 信幸氏 ○ 新潟県警察 生活安全部長 小森 也寸志 <p>(3) 次第</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開会 ○ クーポン寄贈 ○ 挨拶 <ul style="list-style-type: none"> ・生活安全部長 ・トレンドマイクロ株式会社コンシューマ統括シニアディレクター ○ 閉会
その他	作成したチラシを添付する。

急増する特殊詐欺!



日常に潜む脅威に対策を!

詐欺電話やネット詐欺から守る防犯アプリ

特殊詐欺やフィッシング詐欺に加え、ディープフェイクなどAIを悪用した最新の詐欺まで対応。詐欺防止に特化した機能で、**巧妙化する詐欺の脅威からあなたを守ります。**



詐欺電話を自動でブロック*

発信および着信時に特殊詐欺の疑いがある場合は画面上に警告を表示します。ブロック設定を有効にすることで、自動的な着信拒否も可能です。



* iPadOSではご利用いただけません。

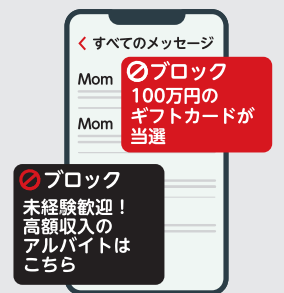
詐欺チェック

Webサイト、テキストメッセージ、オンライン広告など、信頼できるか不安なときは**スクリーンショット(写真)を送信**。送られた情報から、巧妙で見分けにくい詐欺の可能性がないか、AIが分析し判定します。



詐欺SMSを自動で振り分け

詐欺の可能性があるメッセージをSMSフィルタで識別し、**迷惑メッセージフォルダに自動で振り分け**ます。



危険なサイトをブロック

個人情報や金銭を狙うフィッシングサイトや、不正アプリをダウンロードさせるサイトなどの、不正なサイトへのアクセスをブロックします。



トレンドマイクロ 詐欺バスターは

(公財) 全国防犯協会連合会から優良防犯電話として「推奨」されています

推奨番号: 第24106号

今なら**90日間無料**のクーポンが取得できます。

インストールはこちら!! >>>>>>



*令和7年8月27日から12月末まで取得可能です。

新潟県警察

ご相談は #9110又は、最寄りの警察署まで

協力:トレンドマイクロ株式会社

みんなできめよう!!

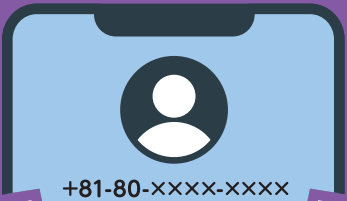
#みんなきめ



国際電話詐欺

+(国番号)から始まる
国際電話番号に注意!

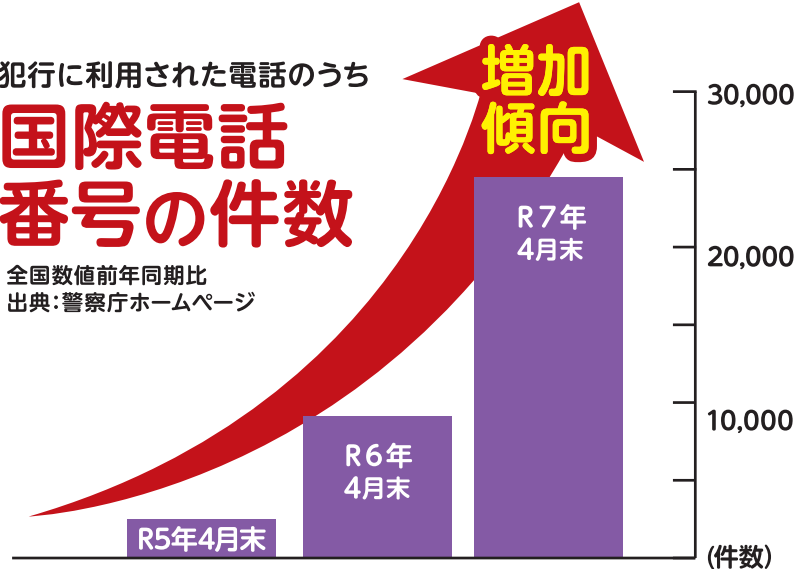
詐欺の犯人は国際電話番号を
使って詐欺の電話を
かけています



犯行に利用された電話のうち

国際電話 番号の件数

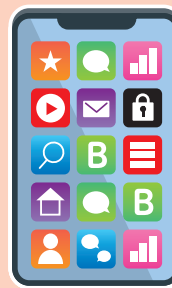
全国数値前年同期比
出典:警察庁ホームページ



固定電話

被害の多くは
60~80歳代

国際電話の発信・着信は
無償で休止できます



スマートフォン

20~30歳代
の
被害が増加

- ✓ 携帯電話機の発信設定を正しく行いましょう
- ✓ キャリアの着信拒否サービスや電話着信規制アプリのご利用をおすすめしています

お申込みは

国際電話不取扱受付センター

☎ 0120-210-364

オペレーター案内

平日 9:00~17:00

自動音声案内

平日・土日祝 24時間

Webからの申込み

<https://www.kokusai-teishi.com>



詳しくは

警察庁・SOS47特殊詐欺対策ページ

みんなきめ

検索

https://www.npa.go.jp/bureau/safe_tylife/sos47/case/international-phone/



特殊詐欺対策は

トレンドマイクロ 詐欺バスター

今なら90日間無料の
クーポンが取得できます。

*令和7年8月27日から12月末まで取得可能です。

インストールは
こちら!! >>>>>



新潟県警察HP



イベント情報や防犯情報を発信

公式X(Twitter)
新潟県警察「ひかるくん」



特殊詐欺の発生情報や
不審者情報を発信
ひかるくん・ひかりちゃん
安心メール



新潟県警察

ご相談は #9110又は、最寄りの警察署まで

協力:トレンドマイクロ株式会社

公安委員会説明資料
令和7年8月20日
交通部交通指導課

交通指導取締りににおけるウェアラブルカメラの活用に関するモデル事業の実施について

項 目	内 容
事業目的	【警察庁が実施するモデル事業】 交通指導取締りにおいてウェアラブルカメラを活用し、警察官の職務執行状況を記録するとともに、現に行われた道路交通法違反等の状況を記録することについて、その効果及び課題を把握することを目的とする。
実施期間 実施警察署	令和7年9月1日～令和8年2月28日【6か月間】 新潟西警察署・村上警察署・三条警察署【3署】 ※カメラは計6式配備 (1署につき2式)
撮影要領	<p>【撮影場面】 公道上における交通指導取締りの状況を撮影</p> <p>【撮影方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通指導取締りの開始時にカメラの電源を入れ、録画ボタンを押下して撮影を開始 ○ 交通指導取締りの終了時に録画ボタンを押下して撮影を終了し、カメラの電源を切る <p>【撮影の中断】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通指導取締り中に交通切符等の書類を作成する場合 ○ 撮影を継続することにより、職務の執行に支障が生じると認めた場合 <p>【撮影の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 撮影中であることを示すランプの表示 ○ カメラ本体に「点滅時撮影中」等と記載したテープの貼り付け <div style="text-align: right;"> <p>【イメージ】</p>  <p>縦8.5cm×横5.6cm×幅3.0cm ・バッテリー及びメモリ内蔵型 ・専用マウントで胸部に固定し装着</p> </div>
利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 交通指導取締りにおける警察官の職務執行状況の事後的な確認 ➢ 適正な交通指導取締りの確保 ➢ 現に道路交通法違反等の行為が行われた場合における証拠の保全
複製要件 (活用目的)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 警察官の職務執行に対する苦情等の紛議に際し、当該職務執行状況を明らかにするための資料として活用することが見込まれるもの ➢ 警察官の受傷事故防止又は適正な交通指導取締りに係る部内における資料として活用することが見込まれるもの ➢ 現に行われた道路交通法違反等の行為に係る証拠物件又は捜査資料として活用することが見込まれるもの ➢ その他利用目的に資する資料として活用することが見込まれるもの
映像管理	<p>【利用制限】原則、警部補以上の者が映像を取り扱う</p> <p>【保存期間】3か月間（※署長の承認を得て消去）</p> <p>【記録点検】交通課長が映像の管理状況を記録、署長に報告</p> <p>【複製等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通課長が複製要件の該当性を署長に報告 ○ 必要に応じて交通課長が署長の承認を得て、違反者に映像を視聴させる <p>※ 個人特定につながるなど、視聴に不適切な場面がある場合は、交通課長が署長の承認を得て、必要な加工を行う</p>
広報・報告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 撮影の目的等について、県警察ホームページ等により事前広報する ○ カメラの活用状況等について、モデル事業終了後速やかに、本県公安委員会に報告するとともに、県警察ホームページで公表する

公安委員会説明資料

令和7年8月20日

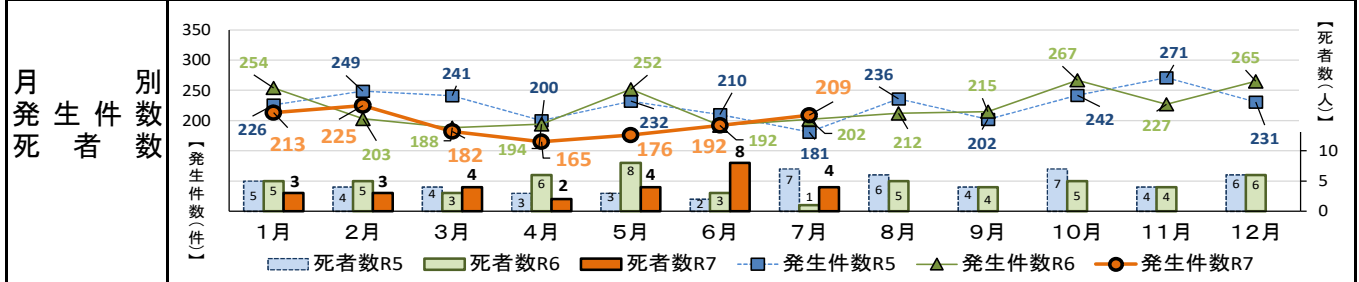
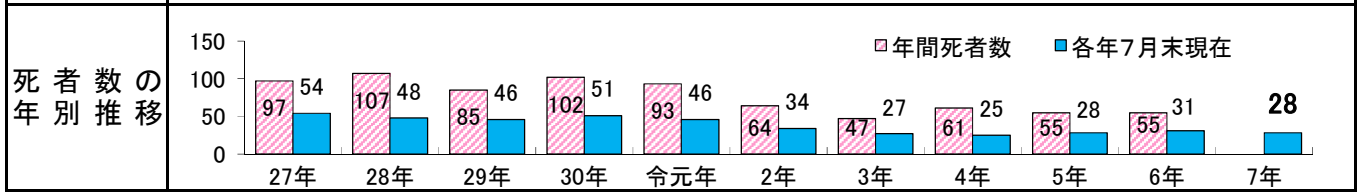
交通部交通企画課

サイクルポリスの体制強化について

項 目	内 容
趣 旨	<p>今春、交通機動隊員5名（交通機動隊本隊機動支援係）を自転車対策部隊「サイクルポリス」に指定し、各署と連携して街頭における広報啓発活動等を推進してきたところであるが、遠距離のため派遣が困難であったり、派遣要請が重複したりと十分な対応ができない状態であることや、令和8年4月の自転車交通違反者に対する交通反則通告制度の施行を見据え、自転車の交通ルールの周知を一層推進する必要があることから、サイクルポリス指定者を増員し、体制を強化することとした。</p> <p>体制を強化することにより、県民に対する自転車交通ルール周知がより一層期待できる。</p>
実施時期	令和7年9月1日(月) 追加指定
体 制	<p>【現体制】令和7年8月31日(日)まで 交通機動隊 本隊機動支援係5名・自転車3台 ↓</p> <p>【体制強化後】令和7年9月1日(月)以降 交通機動隊 本隊機動支援係5名・自転車3台 長岡方面隊 5名・自転車2台 上越方面隊 3名・自転車2台 計 13名・自転車7台</p>
今後の取組	<ol style="list-style-type: none"> 9月1日以降、各署の派遣要請に対し、下越地区は本隊、中越地区は長岡方面隊、上越地区は上越方面隊が基本的に対応し、自転車の安全利用及びヘルメット着用促進等の広報啓発及び街頭指導活動の強化を図る。 追加指定者の指定式及び出発式は実施しない。 9月19日(金)開催の「秋の全国交通安全運動新潟県出動式」において、追加人員を含めたサイクルポリスによる広報啓発を予定している。

令和7年7月末現在の交通事故発生概況等について

交通事故発生状況	●県内(7月中)				(累計)				●全国死者数(累計)					
	県内	対前年比		県内	対前年比		全国	対前年比		全国	対前年比			
		増減数	増減率		増減数	増減率		増減数	増減率		増減数	増減率		
発生件数	209	+7	+3.5%	1,362	-123	-8.3%	1,346	-63	-4.5%	死者数	1,346	-63	-4.5%	
死者数	4	+3	+300.0%	28	-3	-9.7%	763	-17	-2.2%	高齢者	763	-17	-2.2%	
高齢者	3	+3	-	18	-3	-14.3%	構成率	56.7%	+1.3p	構成率	56.7%	+1.3p		
構成率	75.0%	+75.0p		64.3%	-3.4p		負傷者数	1,554	-135	-8.0%	重傷者	40	+10	+33.3%
負傷者数	236	+10	+4.4%	1,554	-135	-8.0%	重傷者	275	-11	-3.8%	構成率	16.9%	+3.6p	
重傷者	40	+10	+33.3%	275	-11	-3.8%	構成率	17.7%	+0.8p					
構成率	16.9%	+3.6p		17.7%	+0.8p									



令和7年の死亡事故発生状況

月日	曜日	時間	発生地	路線	事故概要
7月7日	月	10:46	湯沢町	国道	68歳男性運転の軽乗用車が自転車で転倒した 63歳男性 に衝突。
7月7日	月	14:03	佐渡市	県道	32歳男性運転の軽乗用車と 78歳女性 運転の軽乗用車が衝突。
7月11日	金	13:58	長岡市	市道	88歳男性 運転の軽貨物車が路外逸脱し、崖下へ転落。
7月22日	火	9:55	胎内市	国道	85歳男性 運転の軽貨物車と50歳男性運転の大型貨物車が衝突。

※死者はゴシック体太字、網掛けは高齢者

○夏の交通事故防止運動期間中の交通事故発生状況(7/22~7/31)

●事故発生状況

区分\年	令和7年	対前年比	
		増減数	増減率
発生件数	81	+9	+12.5%
死者数	1	+1	-
負傷者数	89	+1	+1.1%
重傷者	11	±0	±0.0%

●特定事故発生状況

区分	特定事故		子ども事故		高齢者事故		歩行者事故		自転車事故			
	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率		
発生件数	8	+2	+33.3%	31	±0	±0.0%	11	+6	+120.0%	10	+1	+11.1%
死者数	0	±0	-	1	+1	-	0	±0	-	0	±0	-
負傷者数	8	+2	+33.3%	11	-6	-35.3%	11	+6	+120.0%	10	±0	±0.0%
重傷者	1	-2	-66.7%	1	-2	-66.7%	3	±0	-	1	-1	-50.0%

発生件数、死者数、負傷者数はいずれも前年より増加した。

特定事故の発生件数は、高齢者事故以外はいずれも前年より増加し、死者は高齢者事故であった。

●主な取組

【上越署】



交通安全祈願式及び出発式

【見附署】



飲食店訪問の実施

【新潟西署】



街頭指導所の実施

参考

公安委員会説明資料
令和7年8月20日
警備部警備第二課

陸上自衛隊高田駐屯地に係る「小型無人機等飛行禁止法対象施設指定」について

項目	内容
概要等	<p>1 法の概要 「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（通称：小型無人機等飛行禁止法、以下「法」とする）では、外国公館等、空港、防衛関係施設（自衛隊・米軍）、原子力事業所などの特定施設を「対象施設」として指定し、<u>対象施設の敷地・区域の上空（通称：レッドゾーン）及び対象施設周囲概ね300m地域の上空（通称：イエローゾーン）におけるドローンの飛行を原則禁止することができる。</u></p> <p>指定権者 外国公館等：外務大臣／対象空港：国土交通大臣 対象防衛関係施設：防衛大臣／対象原子力事業所：国家公安委員長 等</p> <p>2 飛行禁止の適用除外 対象施設管理者自身や施設管理者等から同意を得た者等によるドローンの飛行など、一定条件下では適用除外として飛行が認められるが、対象施設を管轄する都道府県公安委員会に対し、あらかじめ通報（事前通報）する必要がある（管轄警察署長経由、署窓口又はオンライン）。</p> <p>3 安全の確保のための措置 法では、警察官に対して「違法飛行ドローンの操縦者に対する退去や飛行中止の措置命令」や「危険を防止するためにやむを得ない限度での飛行の妨害や機器の破損」など、「安全の確保のための措置（安全確保措置）」に関する権限が付与されている。 また、対象施設である自衛隊施設を警護する「施設警護自衛官」に対しても、一定条件下で警察官と同様の安全確保措置権限が付与されている。</p> <p>4 罰則 対象施設及び指定敷地等上空における飛行禁止違反、措置命令違反 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金</p>
現状及び新規指定	<p>令和7年7月31日まで、県内6施設が対象施設として指定済のところ、防衛省では、陸上自衛隊高田駐屯地を「対象防衛関係施設」として新たに指定し、高田駐屯地周辺におけるドローン飛行は原則禁止となった。</p> <p style="text-align: center;">施行（規制開始）：8月1日</p> <p>【指定済6施設】</p> <p>対象防衛関係施設 5（情通本部小舟渡通信所、陸自新発田駐屯地、空自新潟分屯基地、海自新潟基地分遣隊、空自佐渡分屯基地）</p> <p>対象原子力事業所 1（柏崎刈羽原子力発電所）</p>